

府 食 第 3 5 6 号
令和 7 年 5 月 1 4 日

厚生労働大臣
福岡 資麿 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（回答）

令和 7 年 5 月 7 日付け厚生労働省発健生 0507 第 2 号により貴省から当委員会に対して
照会された事項について、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規
定に基づき、下記のとおり回答いたします。

記

標記により照会されたと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第 6 項第 2 号の規
定に基づき、と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表 3 を改正すること
については、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 62 条の規定に基づく政令の
制定及びそれに伴う家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の改正に
より、ランピースキン病が家畜伝染病予防法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病の対象か
ら削除されて以降も、引き続き、当該疾病をと畜場法第 14 条第 1 項から第 5 項までに基
づくと畜検査の対象とする必要があるために行う形式的な改正であることから、食品安全
基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに
該当すると認められる。